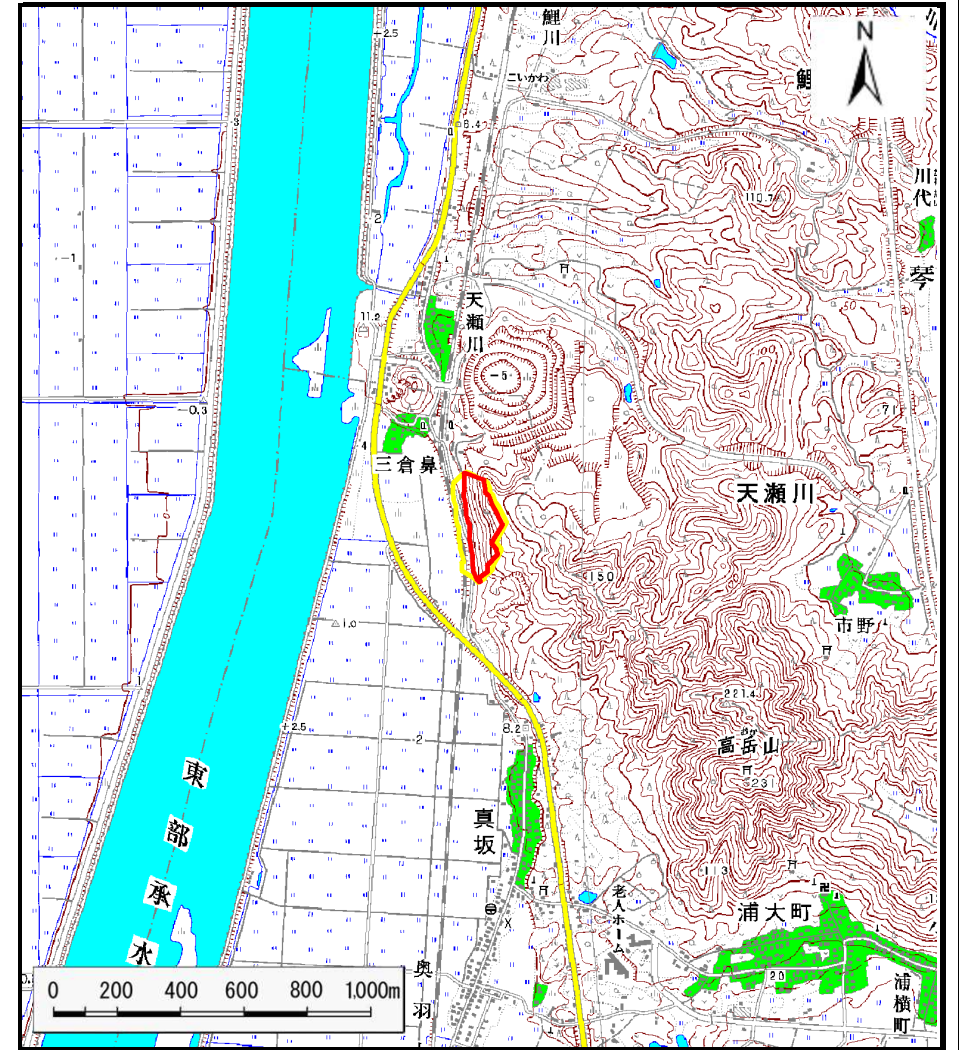


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



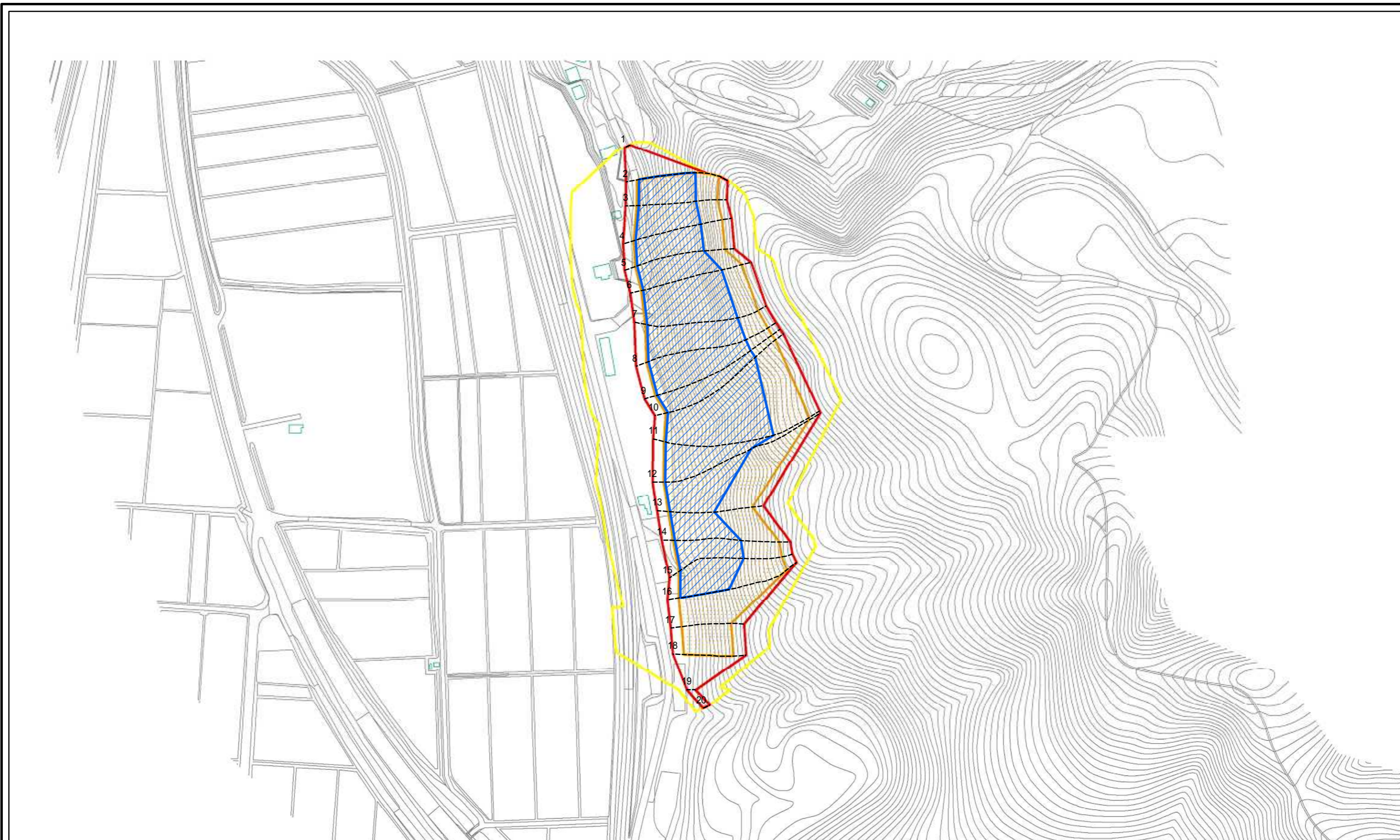
(1/25,000)

様式-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-124
箇所名	三倉鼻2号
所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字鳥越及び三倉鼻

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情複、第600号)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

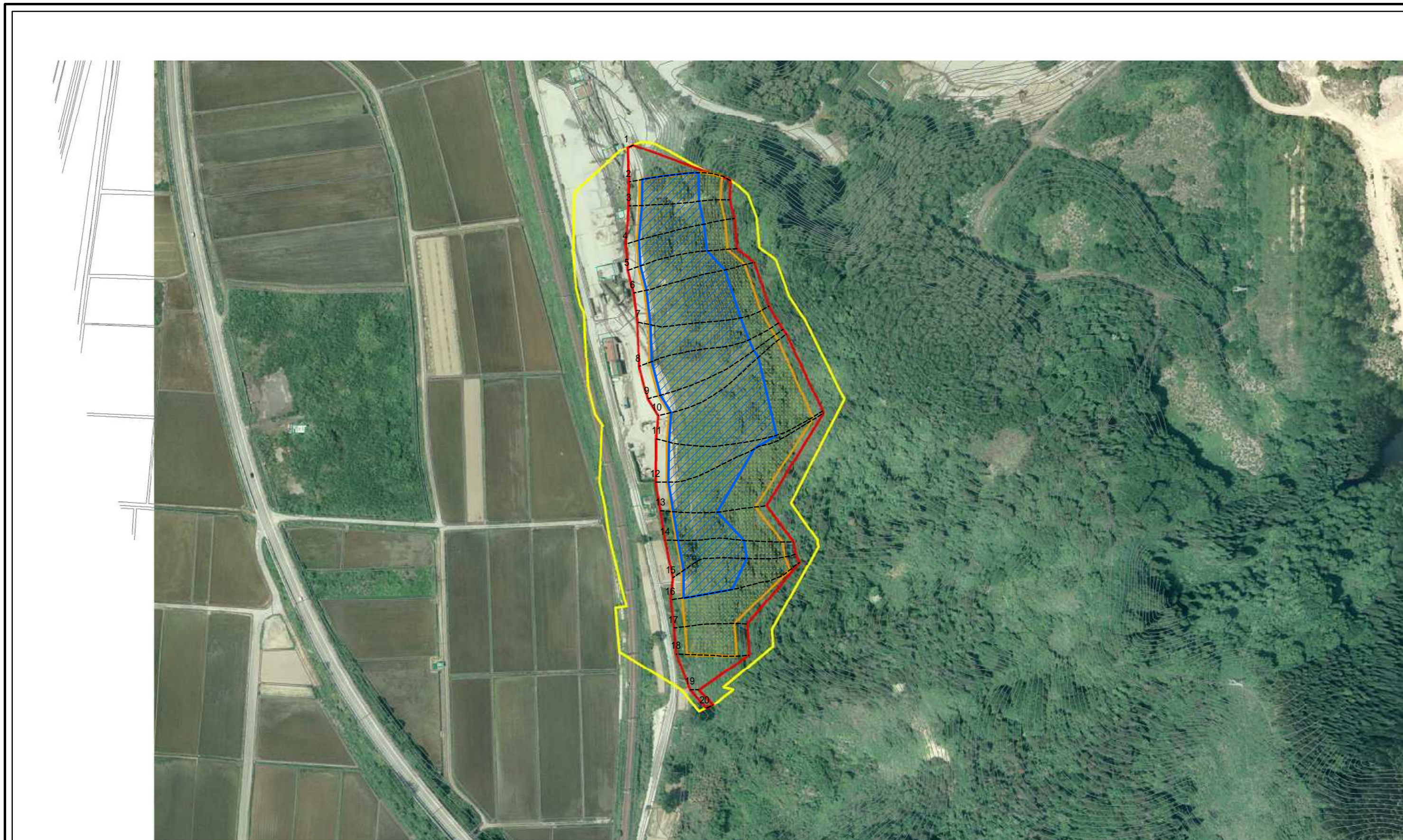
図中の数字は横断測線番号を示す

様式 - 2 (急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:2,500
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域		

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	124
告示番号	第162号	箇所名	三倉鼻2号
告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字鳥越及び三倉鼻

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

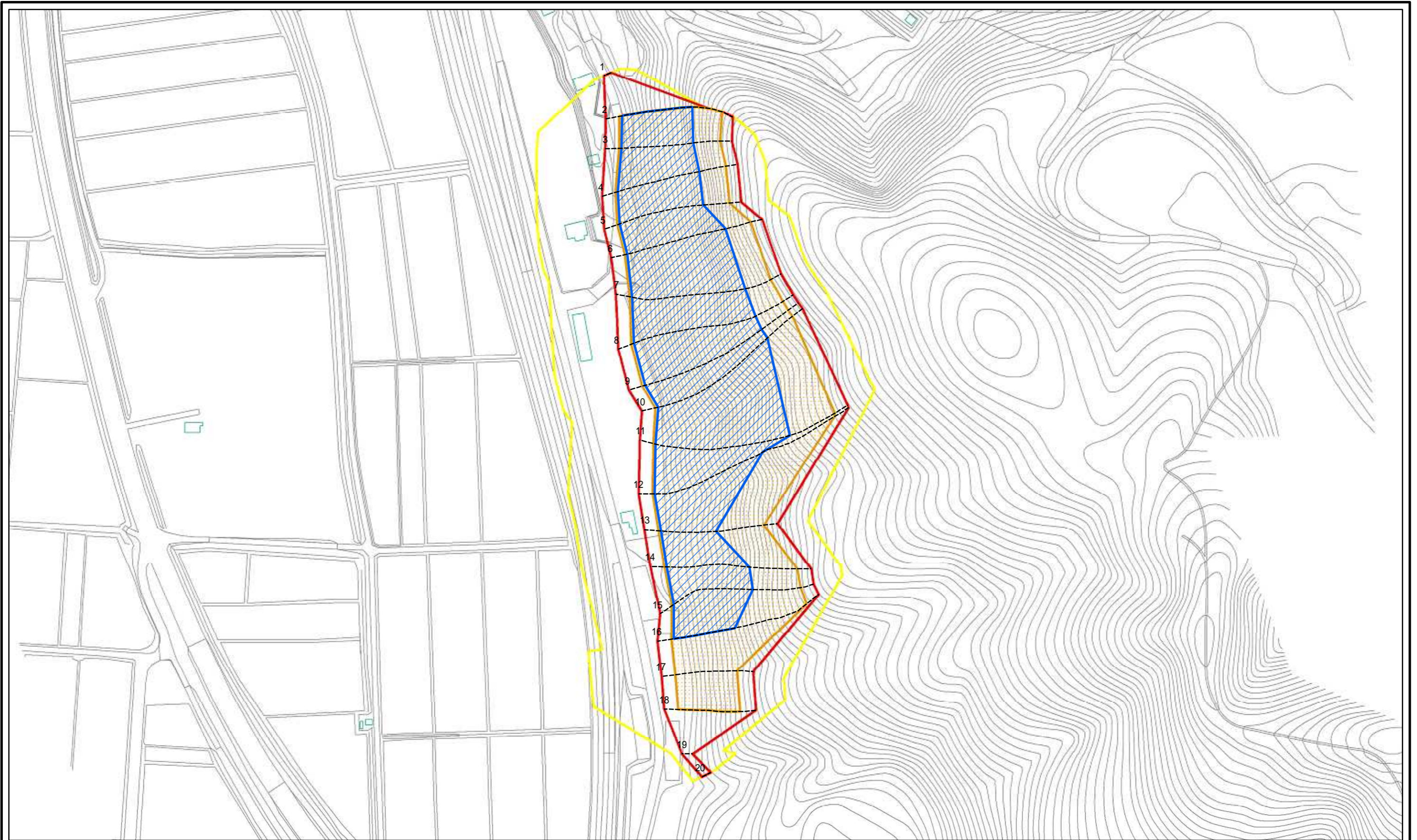


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式 - 2 (急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	124
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	三倉鼻2号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字鳥越及び三倉鼻

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2 - 1)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式 - 2 - 1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

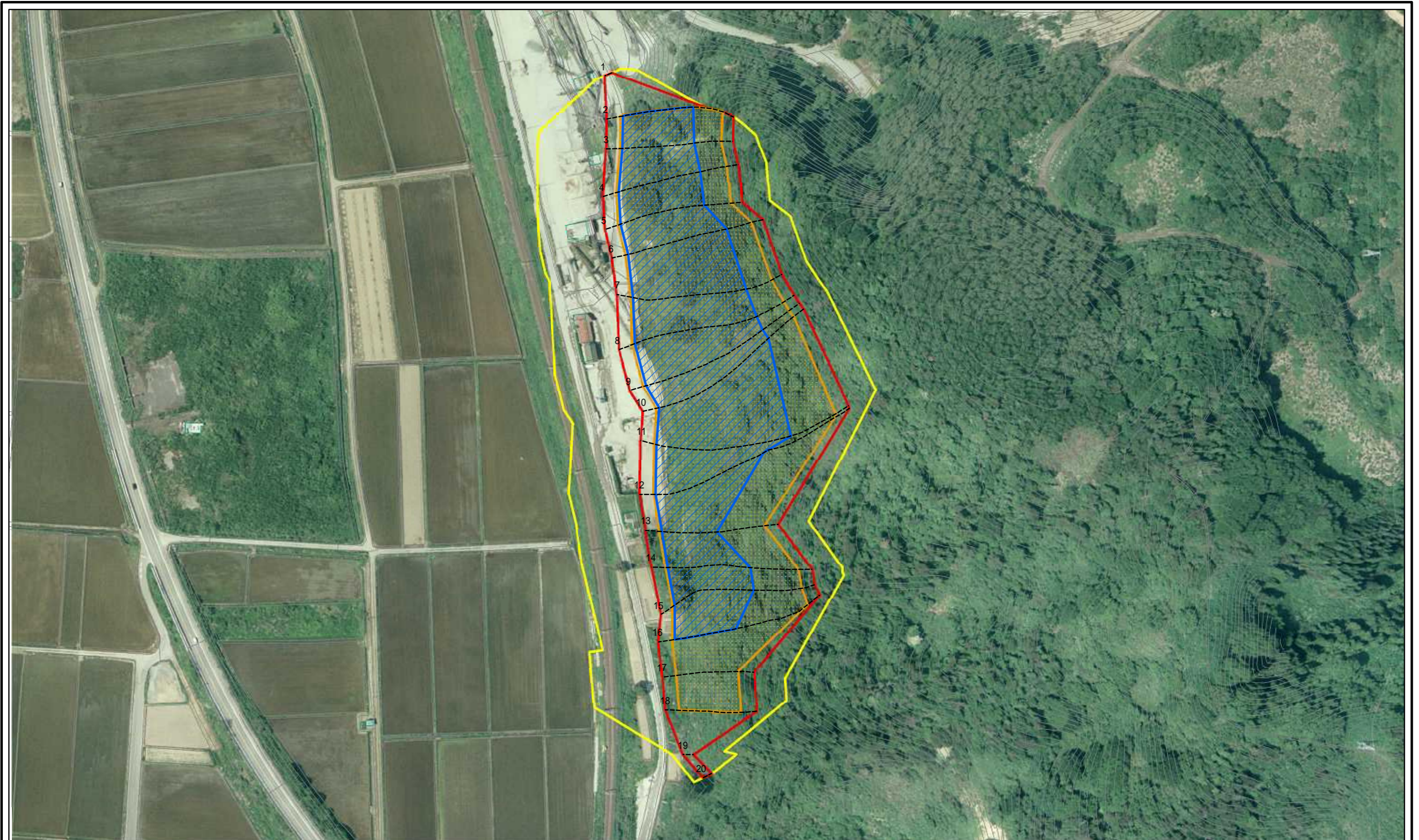
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

土
縮尺
1:2,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第162号
告示年月日	平成28年3月8日

箇所番号	124
箇所名	三倉鼻2号
所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂 字鳥越及び三倉鼻

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2 - 1)



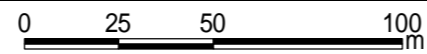
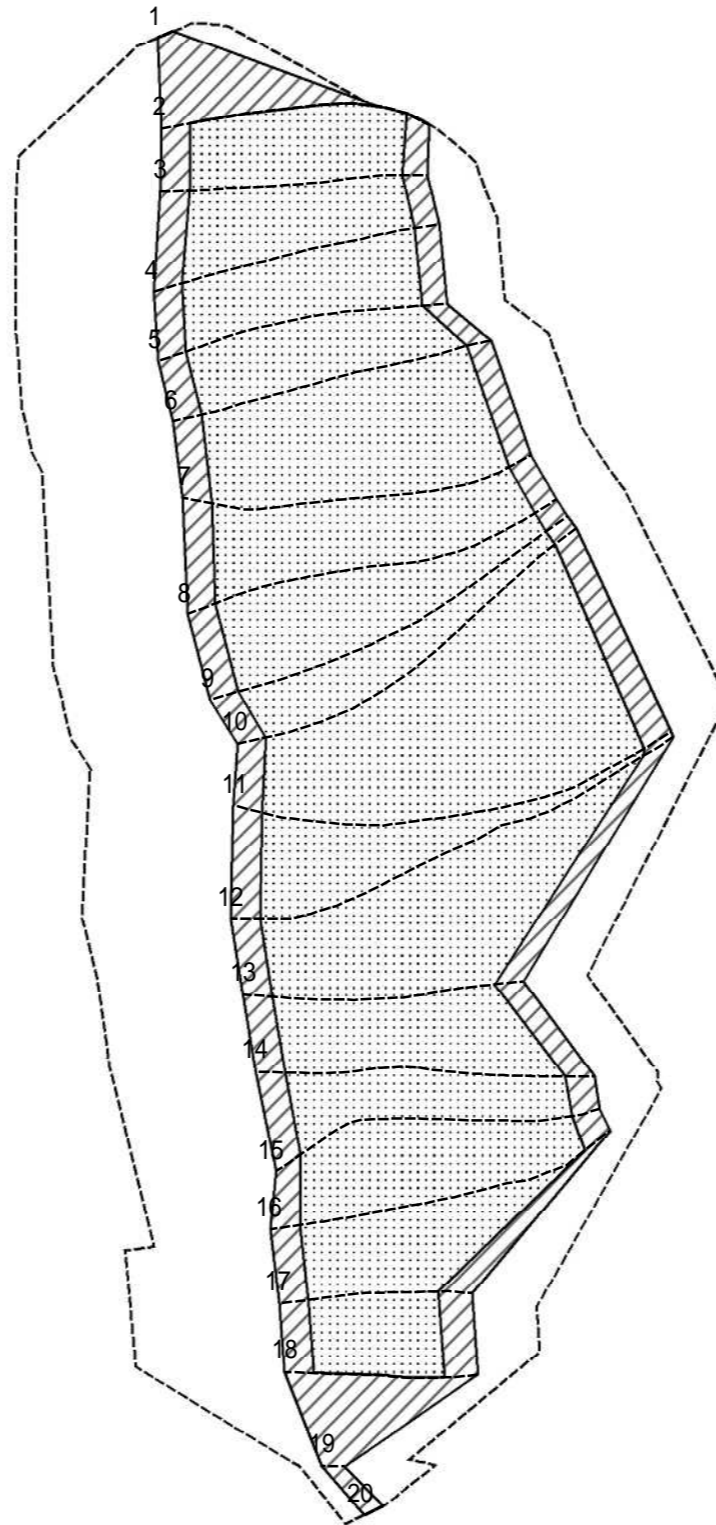
図中の数字は横断測線番号を示す

0 25 50 100
m

様式 - 2 - 1 (急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	124
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	三倉鼻2号
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂 字鳥越及び三倉鼻
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域						

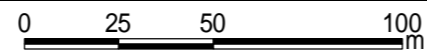
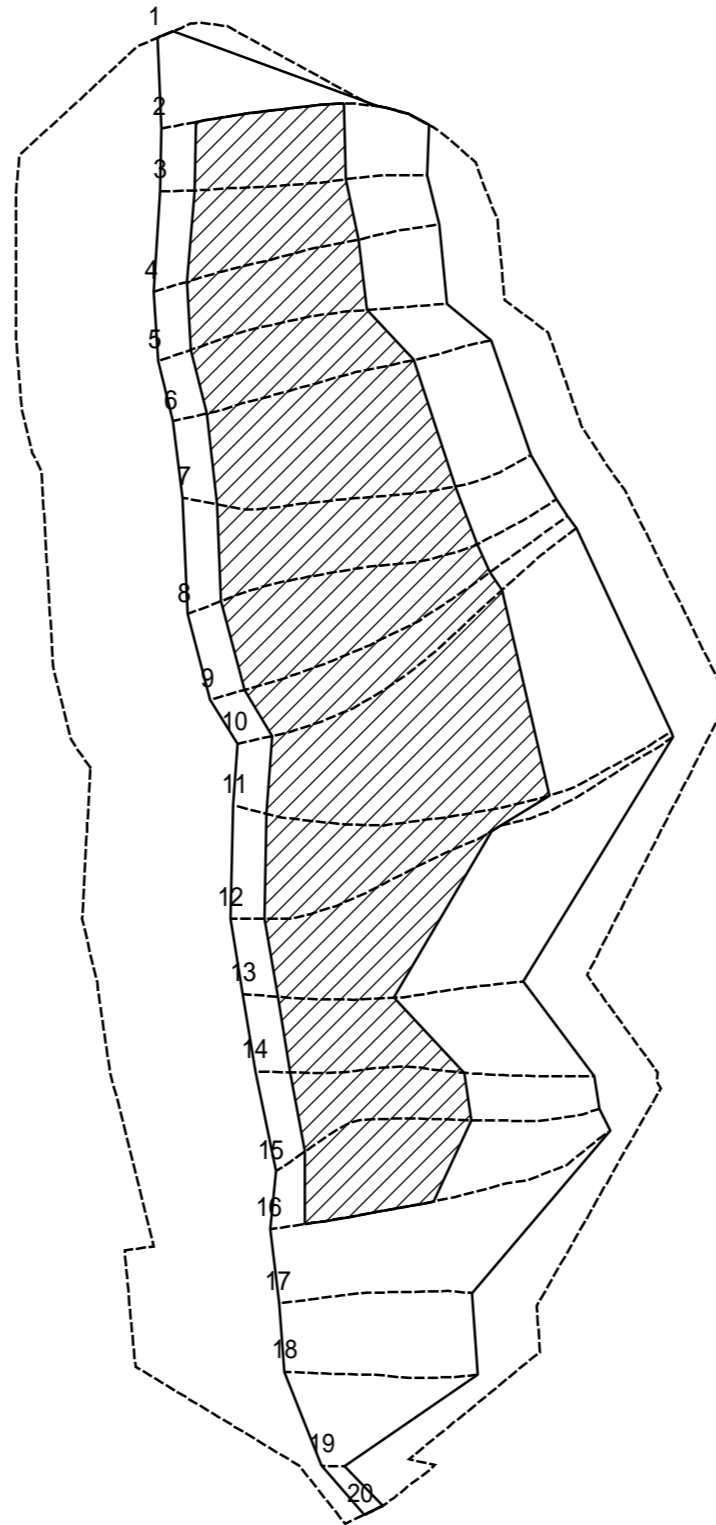
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2 - 2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式 - 2 - 2 (急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	124
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	三倉鼻2号
	それ以外の区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂 字鳥越及び三倉鼻

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2 - 3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式 - 2 - 3 (急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	124
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	三倉鼻2号
	それ以外の区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂 字鳥越及び三倉鼻

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
2 ~ 3	166.63	1.00	100.00	1.00	22.10	4.37	15.16	3.00	~								
3 ~ 4	167.14	1.00	100.00	1.00	22.10	4.37	15.16	3.00	~								
4 ~ 5	167.16	1.00	100.00	1.00	22.21	4.39	15.16	3.00	~								
5 ~ 6	167.45	1.00	100.00	1.00	22.27	4.41	15.16	3.00	~								
6 ~ 7	167.68	1.00	100.00	1.00	22.27	4.41	15.16	3.00	~								
7 ~ 8	167.68	1.00	100.00	1.00	21.95	4.34	15.16	3.00	~								
8 ~ 9	165.65	1.00	100.00	1.00	21.02	4.16	15.16	3.00	~								
9 ~ 10	163.69	1.00	100.00	1.00	20.64	4.08	15.16	3.00	~								
10 ~ 11	163.17	1.00	100.00	1.00	20.55	4.07	15.16	3.00	~								
11 ~ 12	152.78	1.00	100.00	1.00	19.41	3.84	15.16	3.00	~								
12 ~ 13	156.31	1.00	100.00	1.00	19.85	3.93	15.16	3.00	~								
13 ~ 14	157.69	1.00	100.00	1.00	19.91	3.94	15.16	3.00	~								
14 ~ 15	157.69	1.00	100.00	1.00	19.91	3.94	15.16	3.00	~								
15 ~ 16	157.66	1.00	100.00	1.00	19.90	3.94	15.16	3.00	~								
16 ~ 17	151.80	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
17 ~ 18	144.00	1.00	100.00	1.00	-	-	14.99	2.97	~								
18 ~ 19	-	-	100.00	1.00	-	-	14.99	2.97	~								
19 ~ 20	-	-	64.82	1.00	-	-	8.59	1.70	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式 - 3 (急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	124
	告示番号	第162号	箇所名	三倉鼻2号
	告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂 字鳥越及び三倉鼻